

## 第43回婦人週間実施要綱

### 1. 趣 旨

労働省では、我が国の女性が初めて参政権を行使した4月10日を記念して、昭和24年以来、この日に始まる1週間を「婦人週間」と定め、婦人の地位向上のための啓発活動を全国的に実施している。

昭和50年の国際婦人年とこれに続く「国連婦人の十年」以降、婦人の地位向上のための法律や制度の整備が行われたことにより、制度上の平等はかなり達成された。その後事実上の平等の達成が大きな課題となっている。

このため、昭和61年度以降5年間にわたり、社会に根強く残っている女性の能力や役割についての固定的な考え方や、それに基づく慣行及び行動様式を見直すための努力を継続していくことが必要と考え、「女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう」をテーマに実施してきた。こうした言わば足もとを踏み固める活動を踏まえ、今般、やや将来に目を転じ、平成3年度以降5年程度を目途に、婦人の地位向上の目的とするところが、男女が性にとらわれずいきいきと暮らすことのできる社会を創造することであること、またこうした社会の実現のためには女性だけではなく男性もともに努力することが不可欠であるとの考えのもとに、新たなテーマを設定し活動を展開することとした。

第43回婦人週間は、こうした考え方のもとに、女性、男性を問わず各個人が、個性を發揮し、のびやかに暮らすことのできる社会の実現に向けて努力していくことを目標として実施する。

### 2. テーマ

性にとらわれず いきいきと暮らせる時代を築こう

### 3. キャッチフレーズ

しなやかに個性 のびやかに女と男

### 4. 期 間

平成3年4月10日～16日

### 5. 主 唱

労 働 省

### 6. 協力を依頼する機関、団体

関係官公庁、地方公共団体、婦人団体、青年団体、労働団体、経営者団体、社会福祉団体、職能団体、文化団体、報道機関、その他

### 7. 主唱機関の実施事項

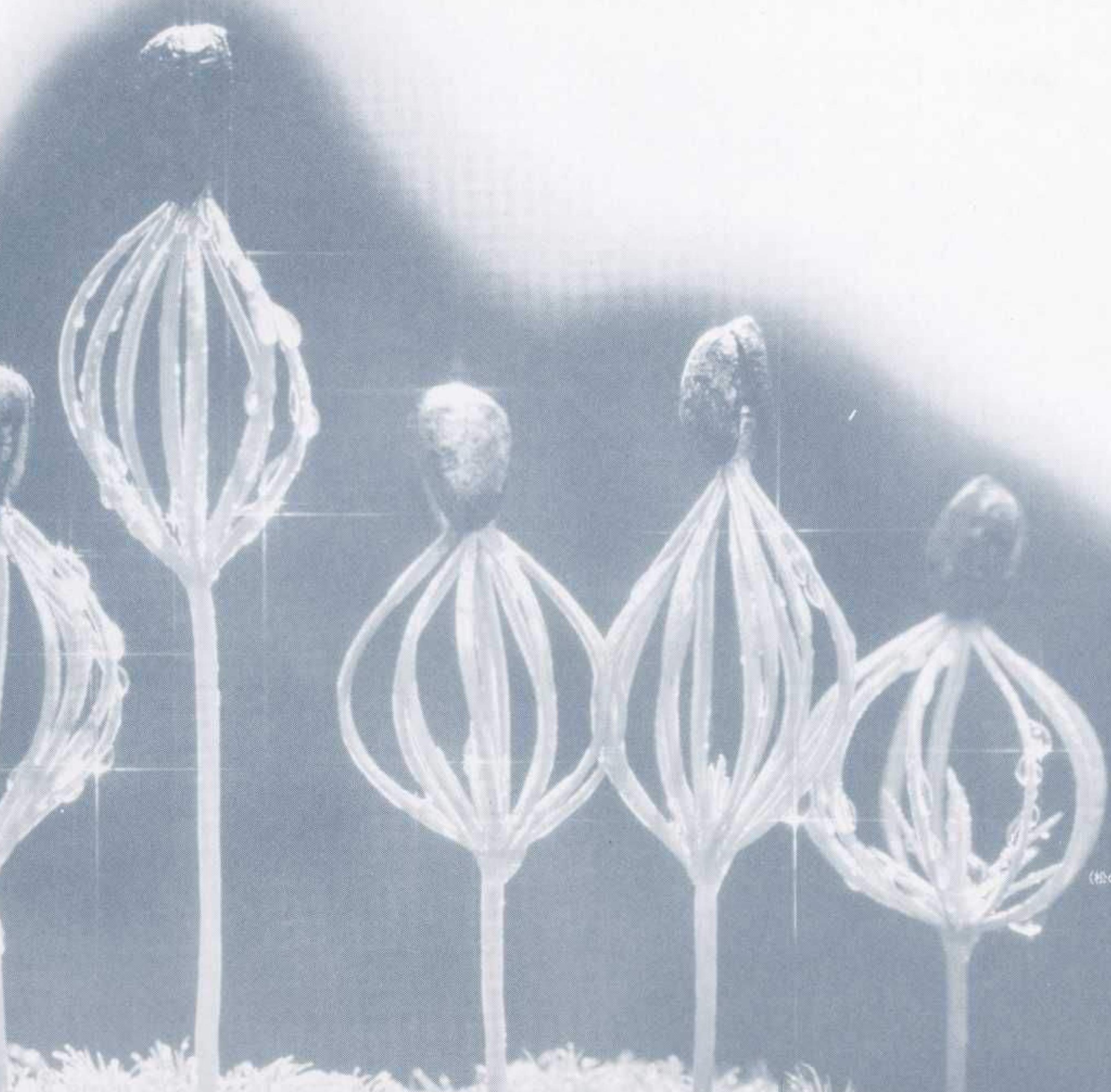
- 本週間の趣旨に沿った諸活動の推進
- 広報啓発活動
- 第43回婦人週間全国会議の開催

### 8. 関係機関・団体等への協力依頼事項

- 本活動の趣旨に沿った各種活動の実施
- 主唱機関の実施する諸活動への協力、参加

第43回 婦人週間 平成3年4月10日～16日

性にとらわれず いきいきと暮らせる時代を築こう



## 1. 男女平等に関する意識

性にとらわれずいきいきと暮らすことのできる  
社会を創造するには「女と男」です。

「国連婦人の十年」(1976年～1985年)の間に婦人の地位の向上のための法律や制度などの整備が行われ、制度上の平等はかなり達成されました。しかし、職場や家庭、地域には「男だから…」、「女だから…」というように、性にとらわれた場面がまだ多く、真の男女平等を達成するためには、男女各人及び社会一般が意識的に努力をしていくことが必要です。

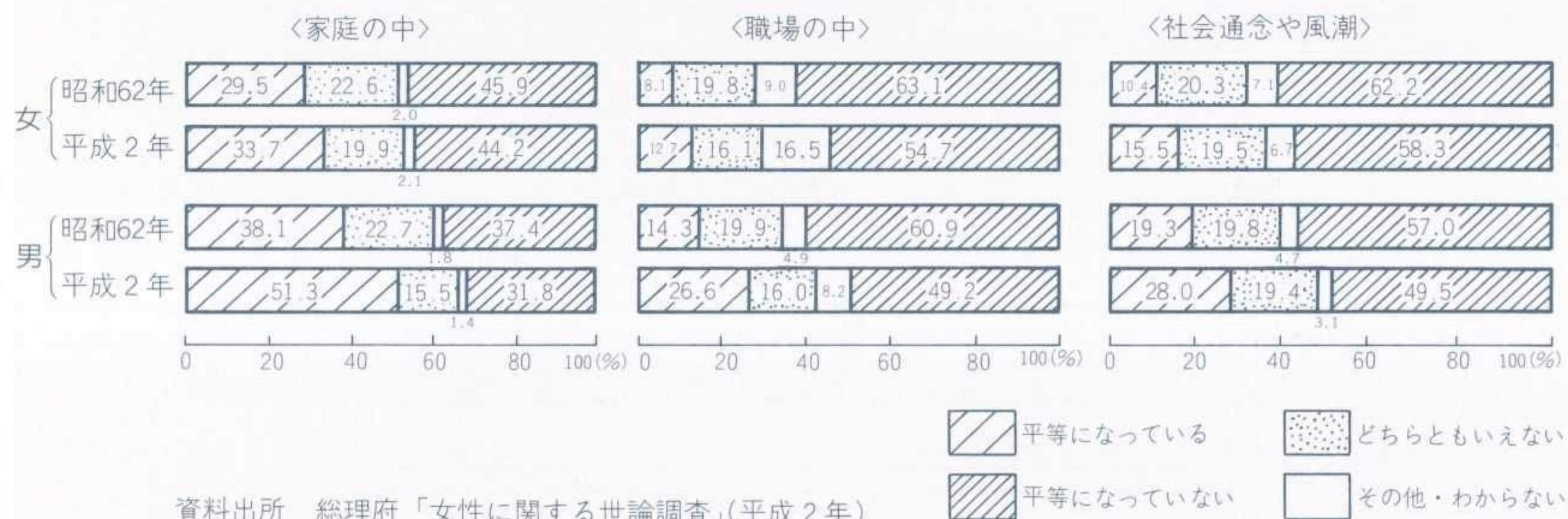
労働省では、4月10日から16日までの1週間を「婦人週間」と定め、婦人の地位向上のための啓発活動を全国的に実施しています。昭和61年度以降5年間、社会に根強く残っている女性の能力や役割についての固定的な考え方や、それに基づく慣行及び行動様式を見直すための努力を継続していくことが必要と考え、「女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう」をテーマとして諸活動を開展してきました。

こうした言わば足もとを踏み固める活動を踏まえ、今般やや将来に目を転じ、平成3年度以降5年程度を目途に、婦人の地位向上の目的とするところが、男女が性にとらわれずいきいきと暮らすことのできる社会を創造することであること、またこうした社会の実現のためには女性だけではなく男性もともに努力することが不可欠であるとの考えのもとに、新たなテーマ「性にとらわれず いきいきと暮らせる時代を築こう」と設定しました。

さらにこうした考えのもとに、第43回婦人週間は、「しなやかに個性 のびやかに  
ひとひと 女と男」をキャッチフレーズに実施します。女性、男性を問わず個性を發揮し、社会のあらゆる面で、のびやかに暮らすことのできる社会の実現をめざして男女がともに努力していきましょう。

いろいろな場面で、男女の地位が平等になっていると思っている人が増えてきていますが、「平等になっていない」と感じている人がまだ多いようです。

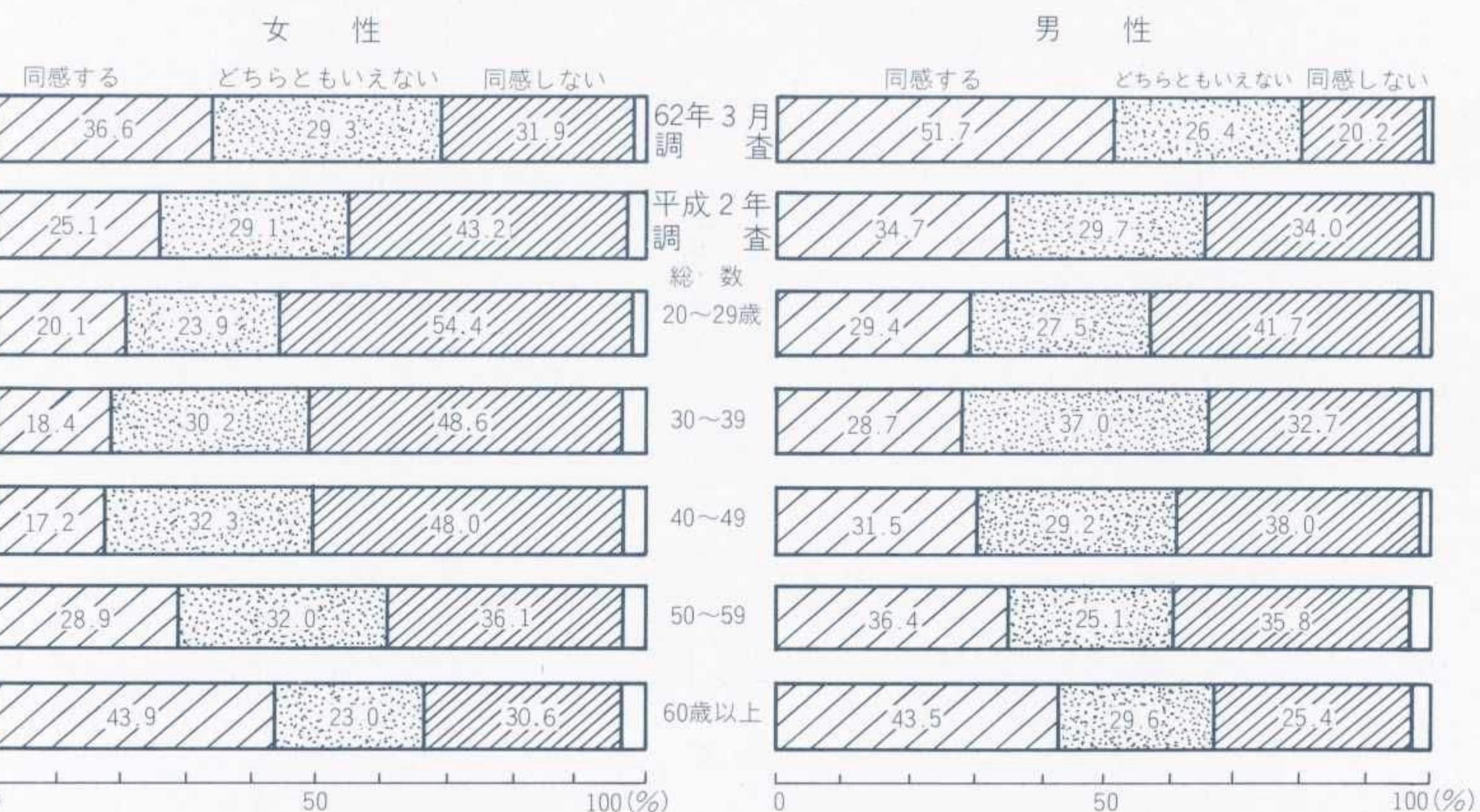
男女の地位は平等か



資料出所 総理府「女性に関する世論調査」(平成2年)

若い世代では、「男は仕事、女は家庭」という考え方について同感しない人が多くなっています。

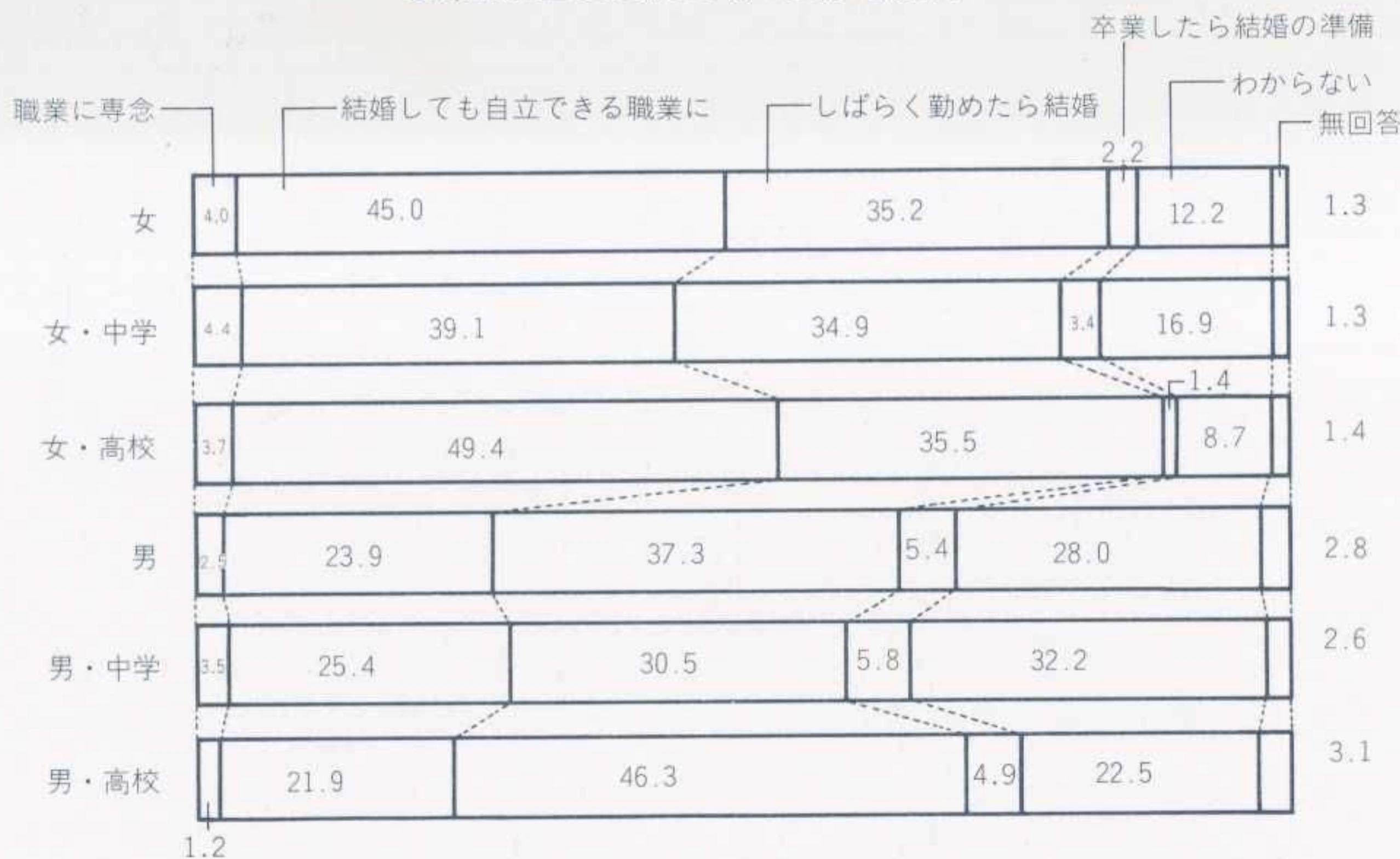
「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料出所 総理府「女性に関する世論調査」(平成2年)

女子生徒は「結婚しても自立できる職業に就きたい」と考える者が多数であるのに対し、男子生徒は「しばらく勤めたら結婚するのがよい」と考えるものが多くなっており、特に高校生の男女に意識のギャップが目立ちます。

女性の生き方についての考え方

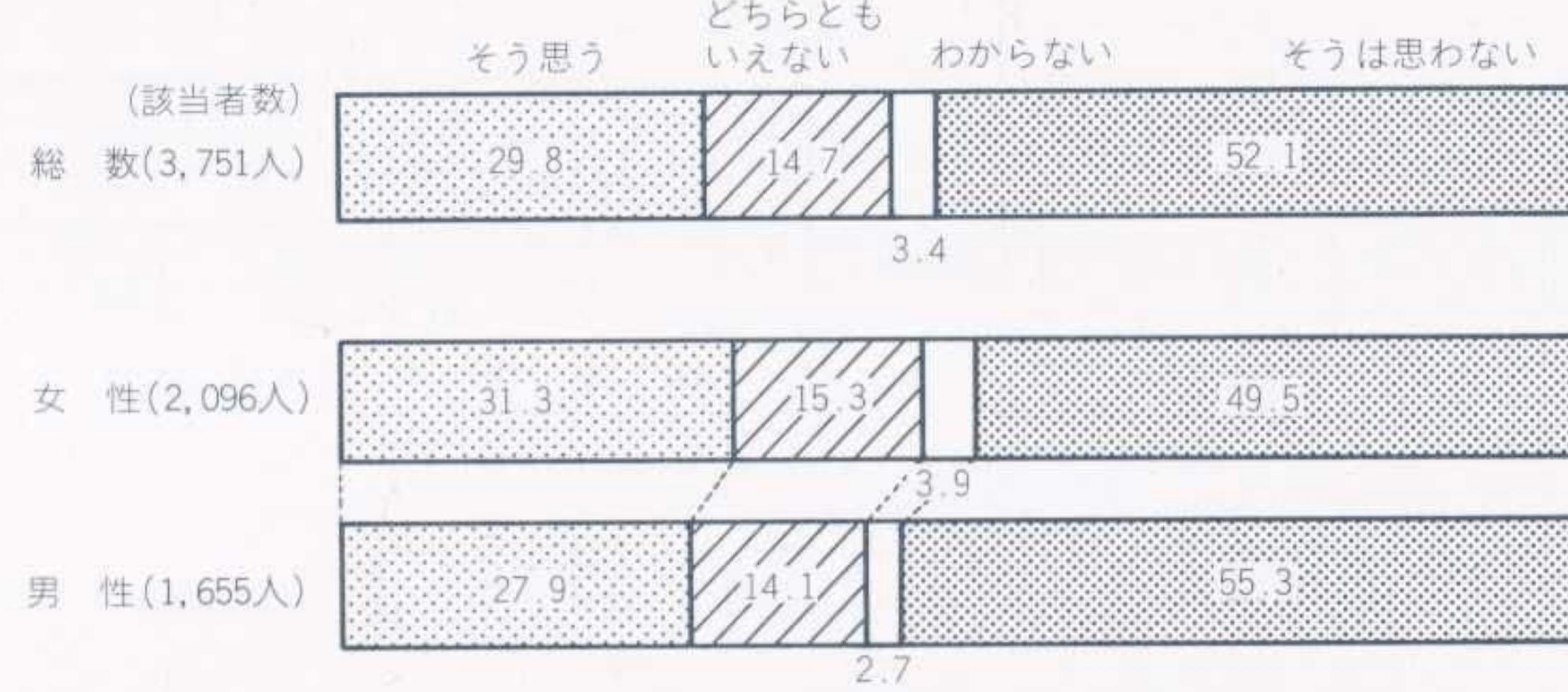


資料出所 (社)輿論科学協会「女子少年の性をめぐる家庭基盤の充実に関する調査」(平成元年)  
(総理府の委託調査)

(注) 質問は、次のとおり。  
女生徒には「あなたは自分の将来についてどの様に考えていますか」  
男生徒には「あなたはこれからの女性の生き方についてどの様に考えていますか」

夫婦同姓・別姓の選択制については、よいと思う者が、女性31.3%男性27.9%となっています。

夫婦同姓・別姓を選択制にした方がよいと思うか

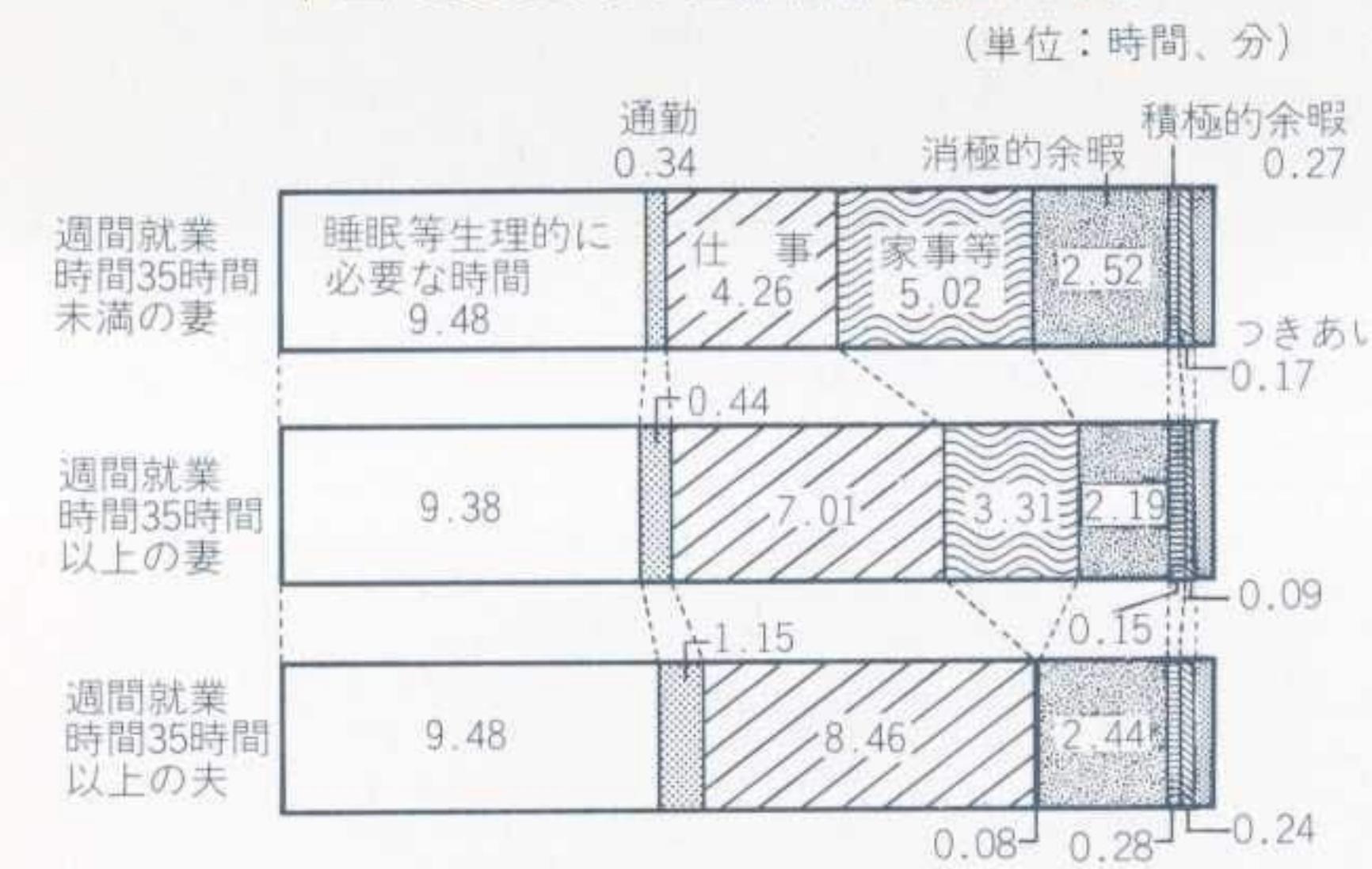


資料出所 総理府「女性に関する世論調査」(平成2年)

## 2. 女と男の暮らし

共働き世帯の妻は、仕事のほかに家事等の時間が長いため、余暇時間が短くなっています。一方、夫の場合は、日曜日でも家事等の時間は非常に短く、働いている妻の家事負担は大きくなっています。

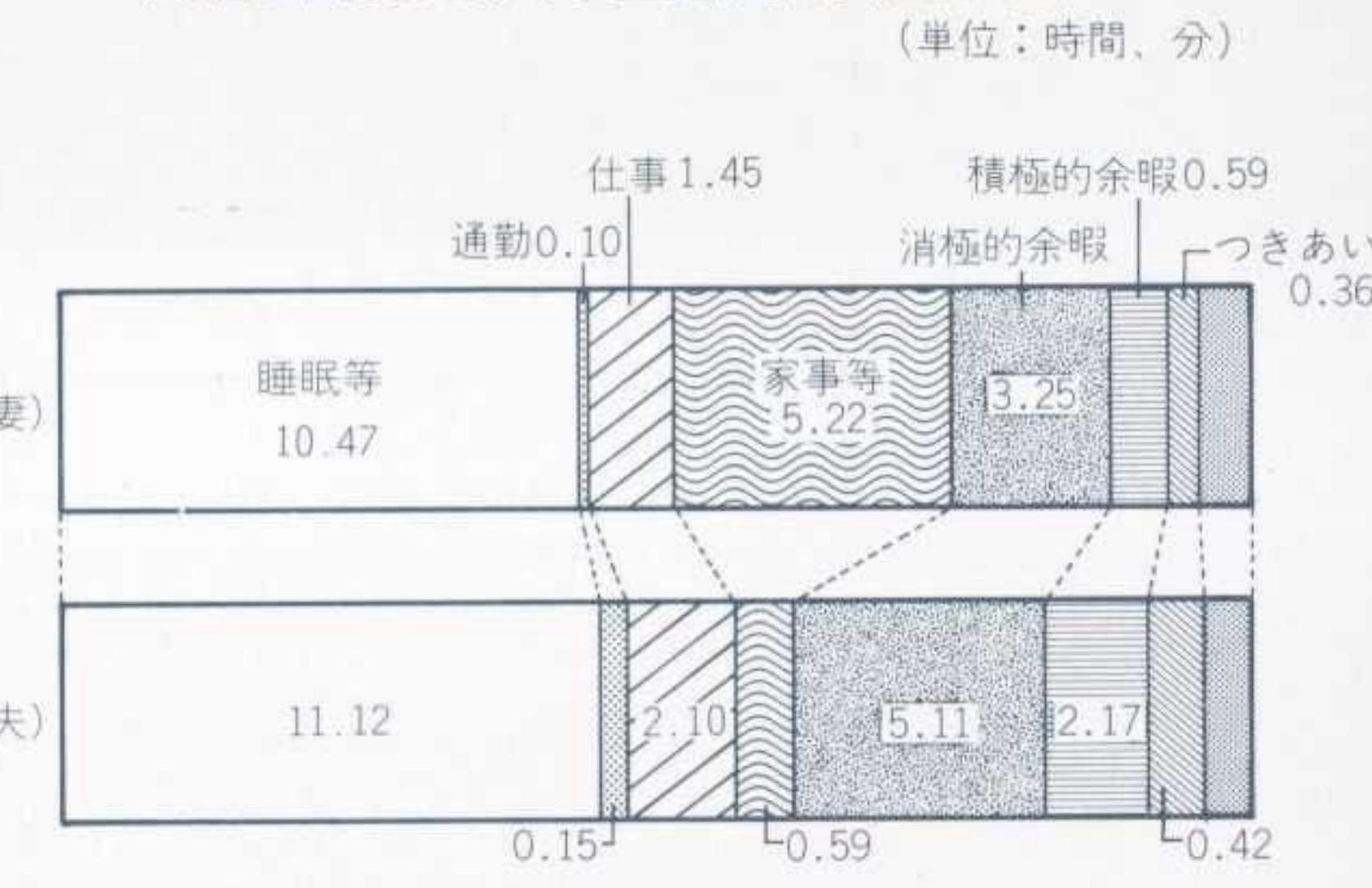
平日の妻と夫の生活時間(雇用者)



資料出所 総務庁統計局「社会生活基本調査」(昭和61年)

(注) 1. 核家族世帯における妻と夫である。  
2. 消極的余暇: ラジオ・テレビ、休養・くつろぎ  
積極的余暇: 学習活動、趣味・娯楽、スポーツ、社会奉仕

日曜日の妻と夫の生活時間(雇用者)

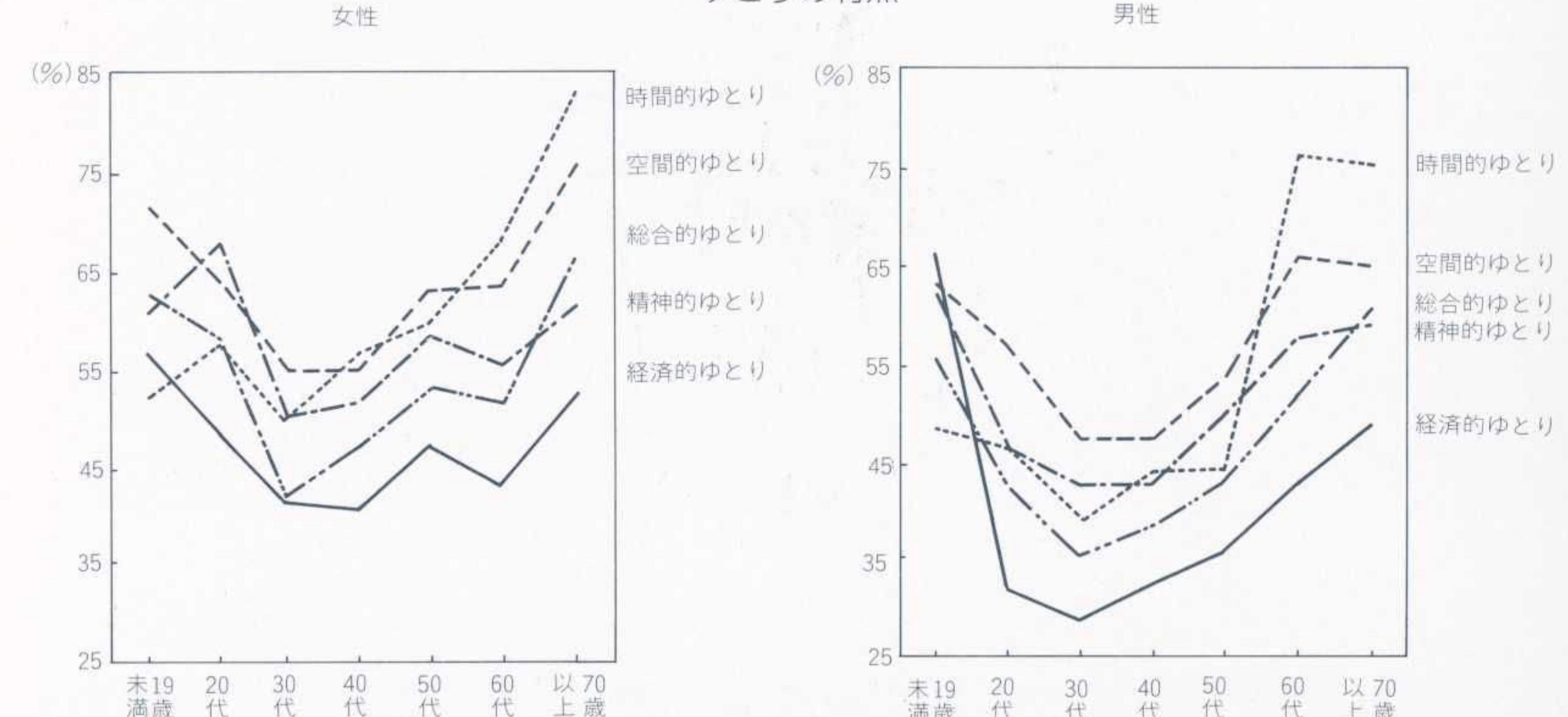


資料出所 総務庁統計局「社会生活基本調査」(昭和61年)

(注) 1. 核家族世帯における妻と夫である。  
2. 妻・夫とも週間就業時間35時間以上の雇用者である。  
3. 消極的余暇、積極的余暇: 同左

ゆとりを感じている人の割合は、男女とも30代、40代において低くなっていますが、ゆとりのない中年層が伺えますが、特に男性のゆとりのなさが目立ちます。

ゆとりの有無

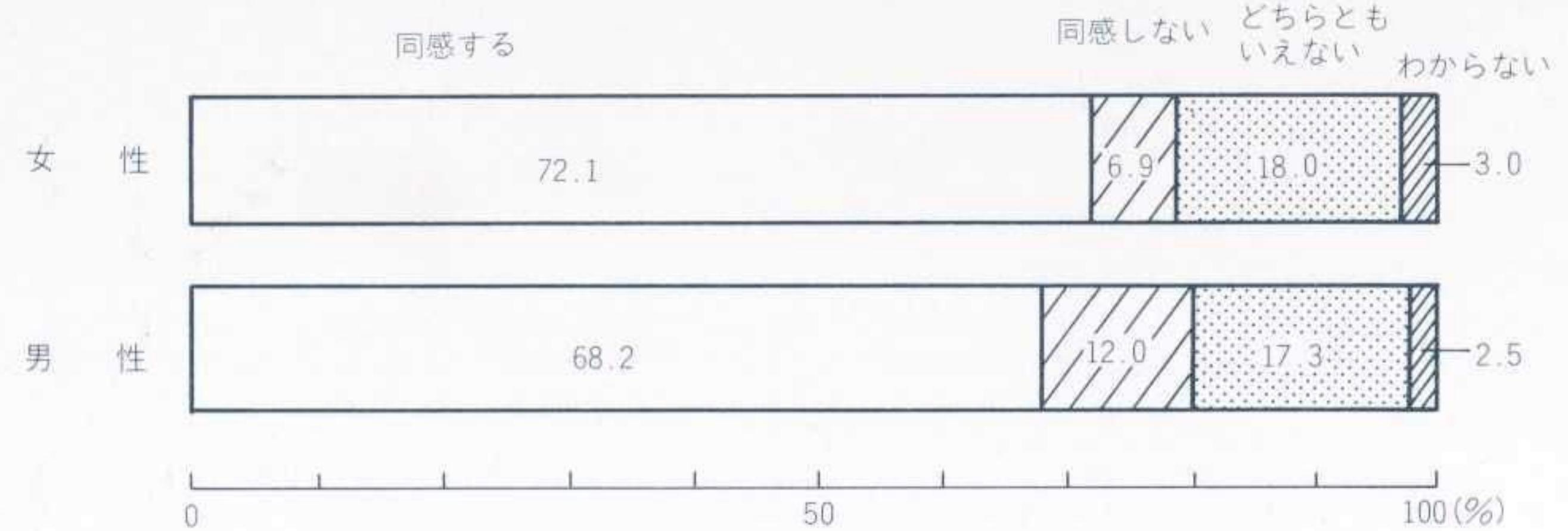


資料出所 経済企画庁「平成元年度国民生活選好度調査」

(注) 各ゆとりについて「十分ある」、「ある程度ある」と答えた人の割合である。

男性の地域活動や家庭生活への参加を必要と考える人は、男女ともに多くなっています。

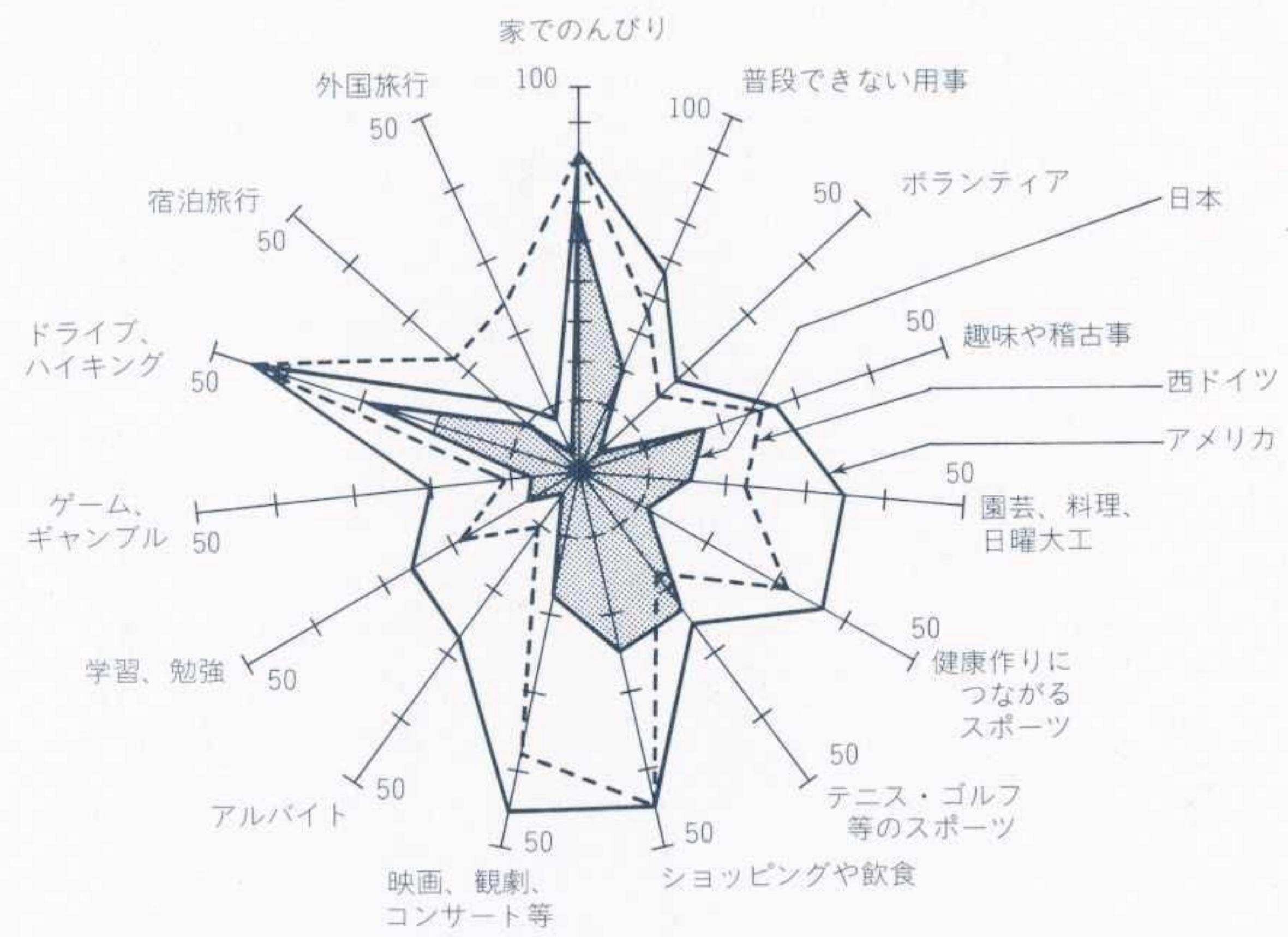
### 男性の地域活動や家庭生活への参加の必要性



資料出所 総理府「女性に関する世論調査」(平成2年)

自由時間の過ごし方をみると、日本に比べてアメリカや西ドイツの方が、いろいろなことに積極的に取り組んでいる状況がわかります。

### 自由時間の過ごし方(日本・アメリカ・西ドイツの比較、フルタイム労働者)



資料出所 余暇開発センター「7カ国比較国際レジャー調査」(1989年)

(注) 「家でのんびり」「普段できない用事」のみ他とスケールが異なる点に注意。

### 3. 政策決定への参加

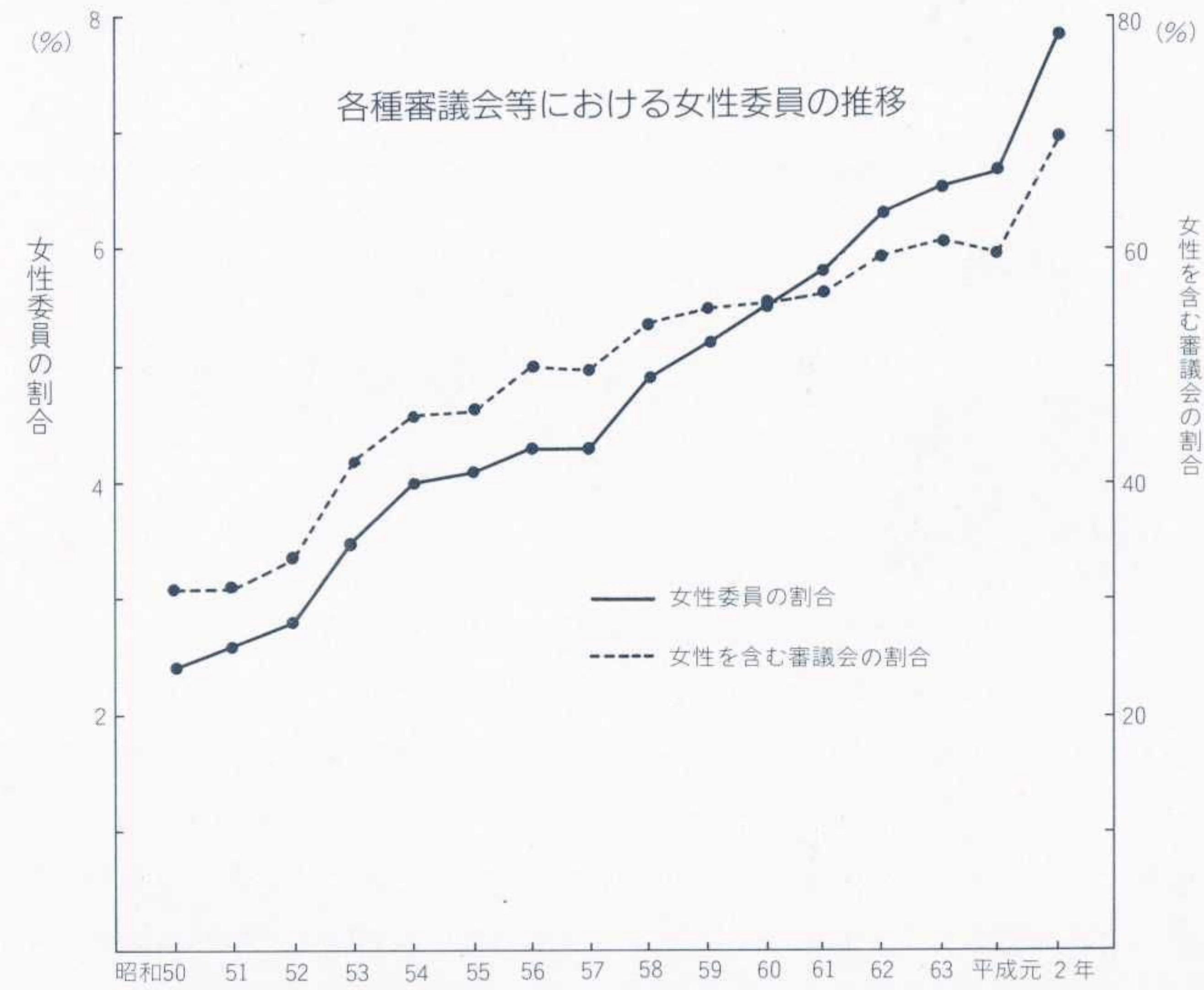
国会や地方議会議員、各種審議会等に占める女性の割合は、まだ少ないものの、着実に増加しています。

### 議員中の女性の状況

区分	平成2年11月現在		61年7月現在	50年10月現在
	総数	うち女性	女性の割合	女性の割合
国會議員	762人	46人	6.0%	3.8%
衆議院	510	12	2.4	1.4
参議院	252	34	13.5	8.8
			60年12月31日現在	50年12月31日在
地方議会議員	66,226	1,562	2.4	1.6
都道府県議会	2,844	75	2.6	1.3
市・区議会	20,269	908	4.5	3.2
町村議会	43,113	579	1.3	0.9
			60年12月31日現在	50年12月31日在

資料出所 衆院・参院各事務局、自治省調べ

### 各種審議会等における女性委員の推移

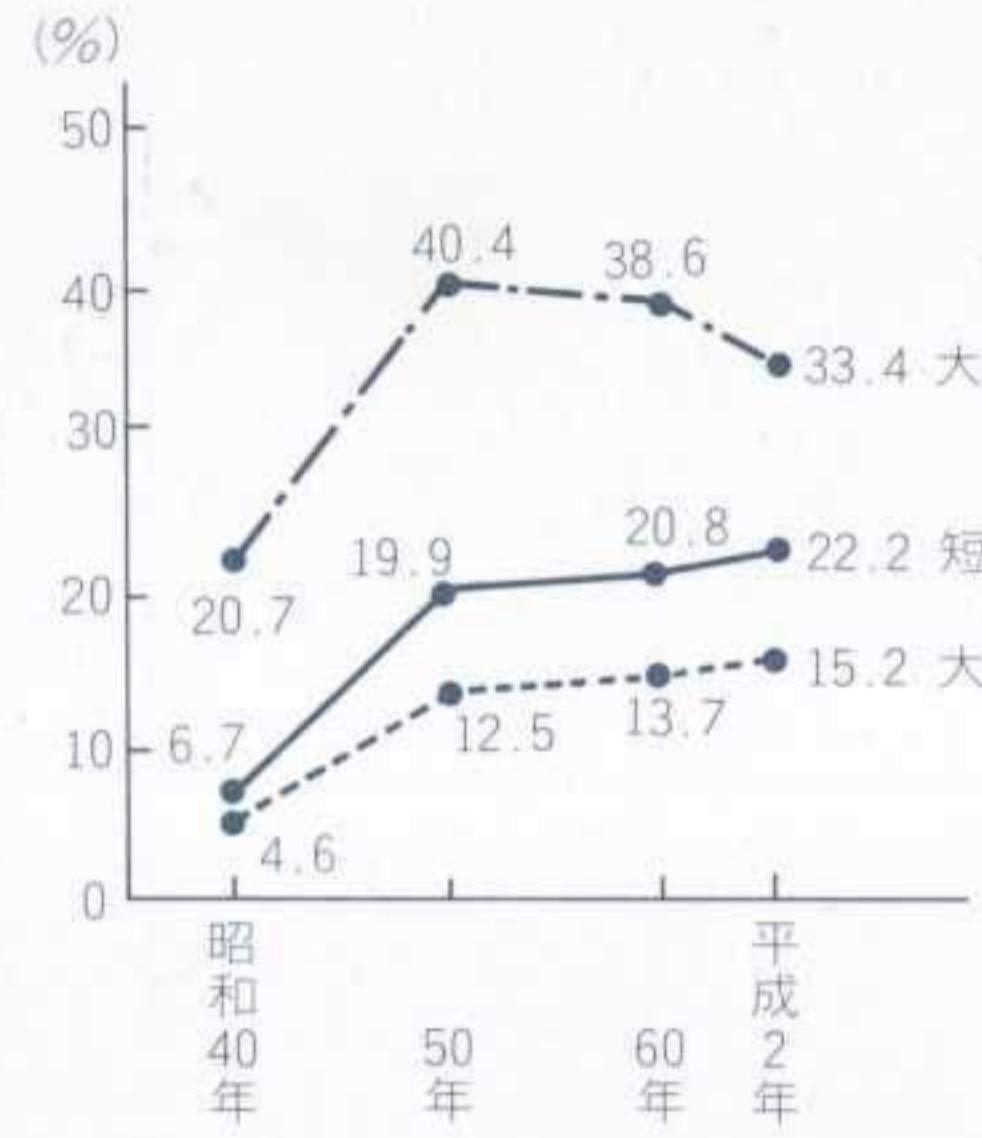


資料出所 総理府調べ

#### 4. 就学・就職の状況

女子の短大・大学への進学率は年々伸びてきています。また、平成2年の大学卒女子の就職率は、大学卒男子と同じ(81.0%)になりました。

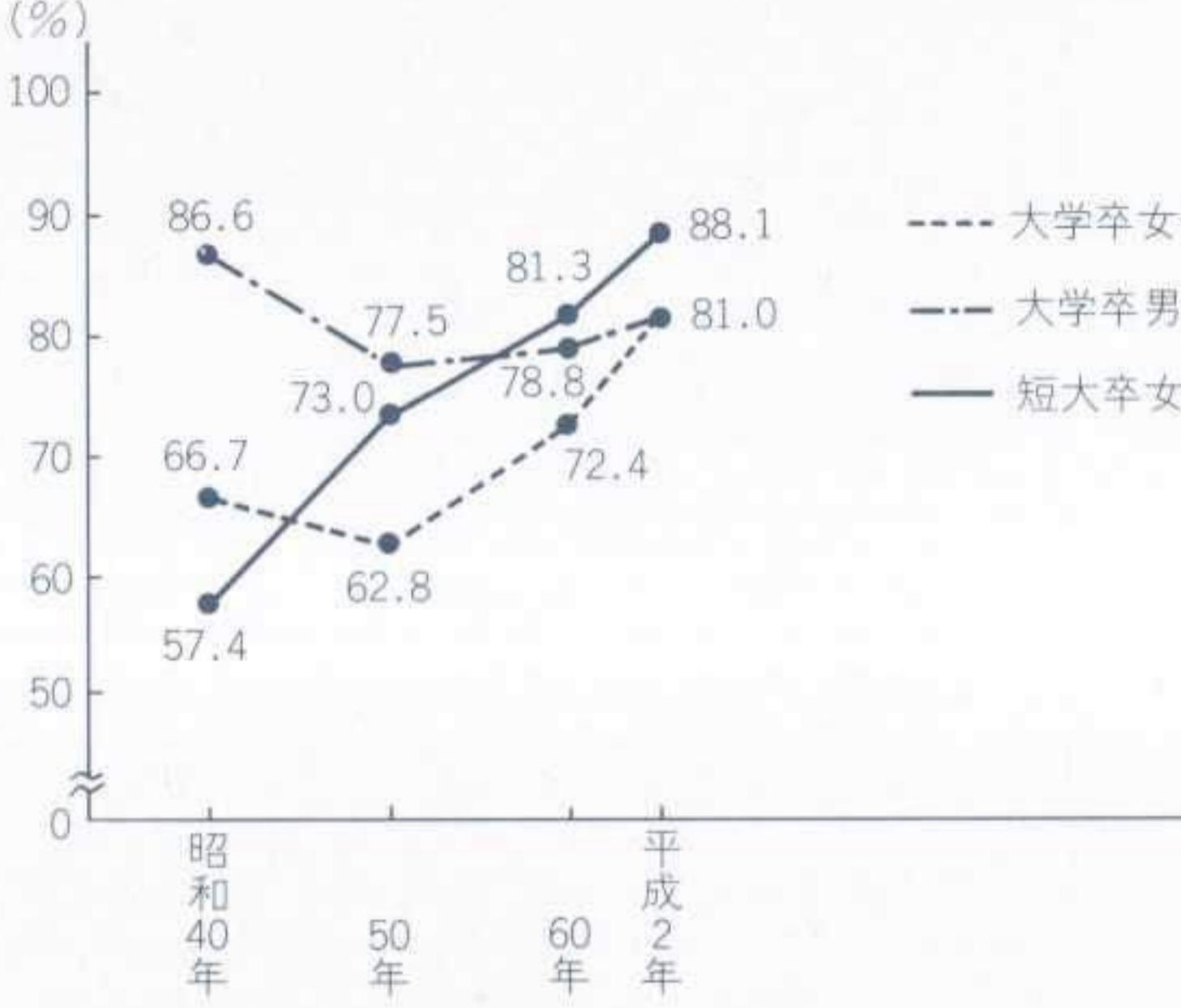
短大・大学への進学率の推移



資料出所 文部省「学校基本調査」

(注) 大学・短期大学への進学率 =  
大学(学部)・短期大学(本科)の入学者数  
3年前の中学校卒業者数 × 100

短大・大学新規学卒者の就職率の推移



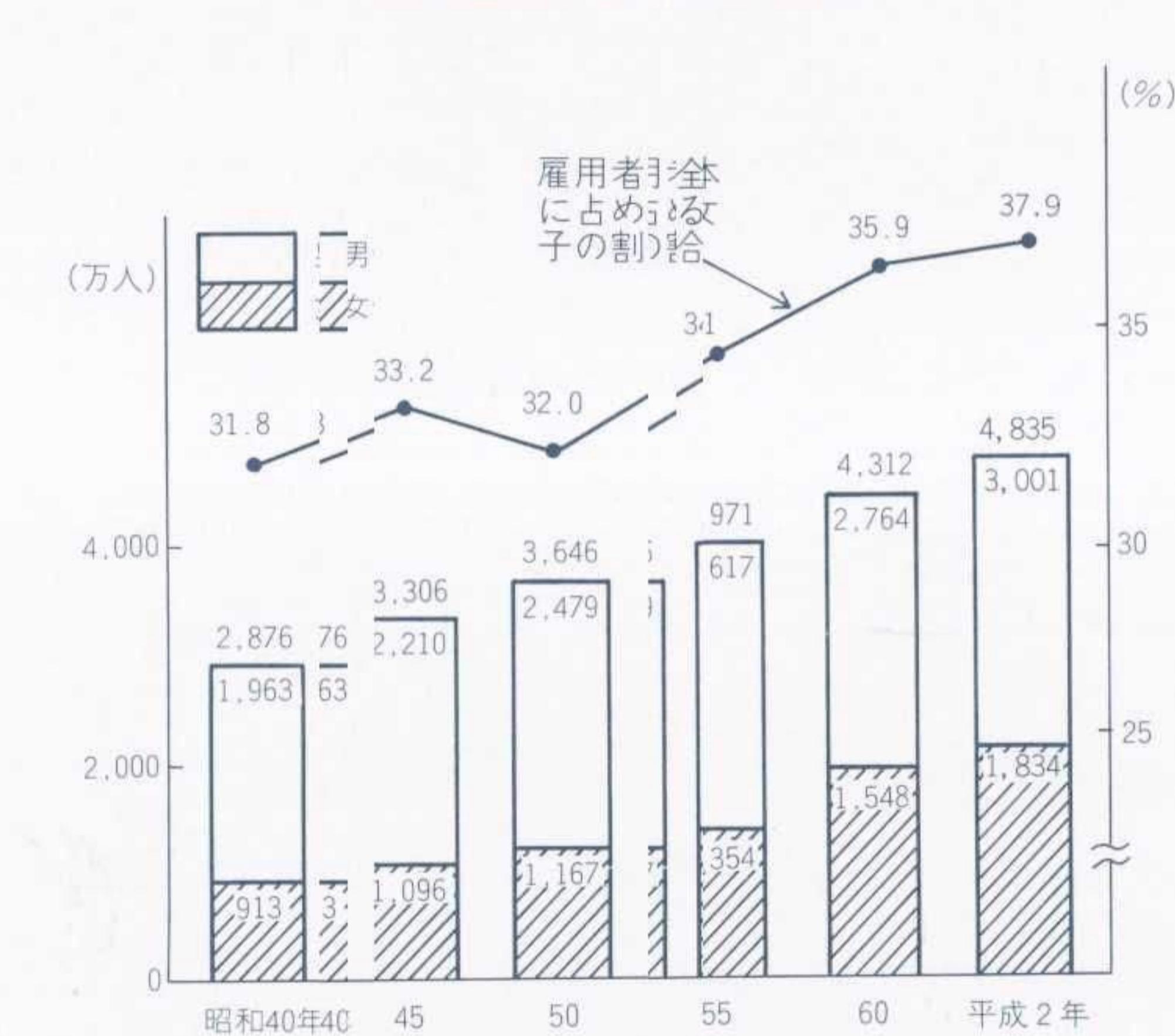
資料出所 文部省「学校基本調査」

(注) 就職率 = 就職進学者を含む就職者数  
卒業者 × 100

#### 5. 働く女性の現状

女子雇用者の数は、大幅に増加しているが、一方女性が働き続ける場合の困難や障害として「育児」(61.4%)、「老人や病人の世話(45.3%)」が挙げられています。

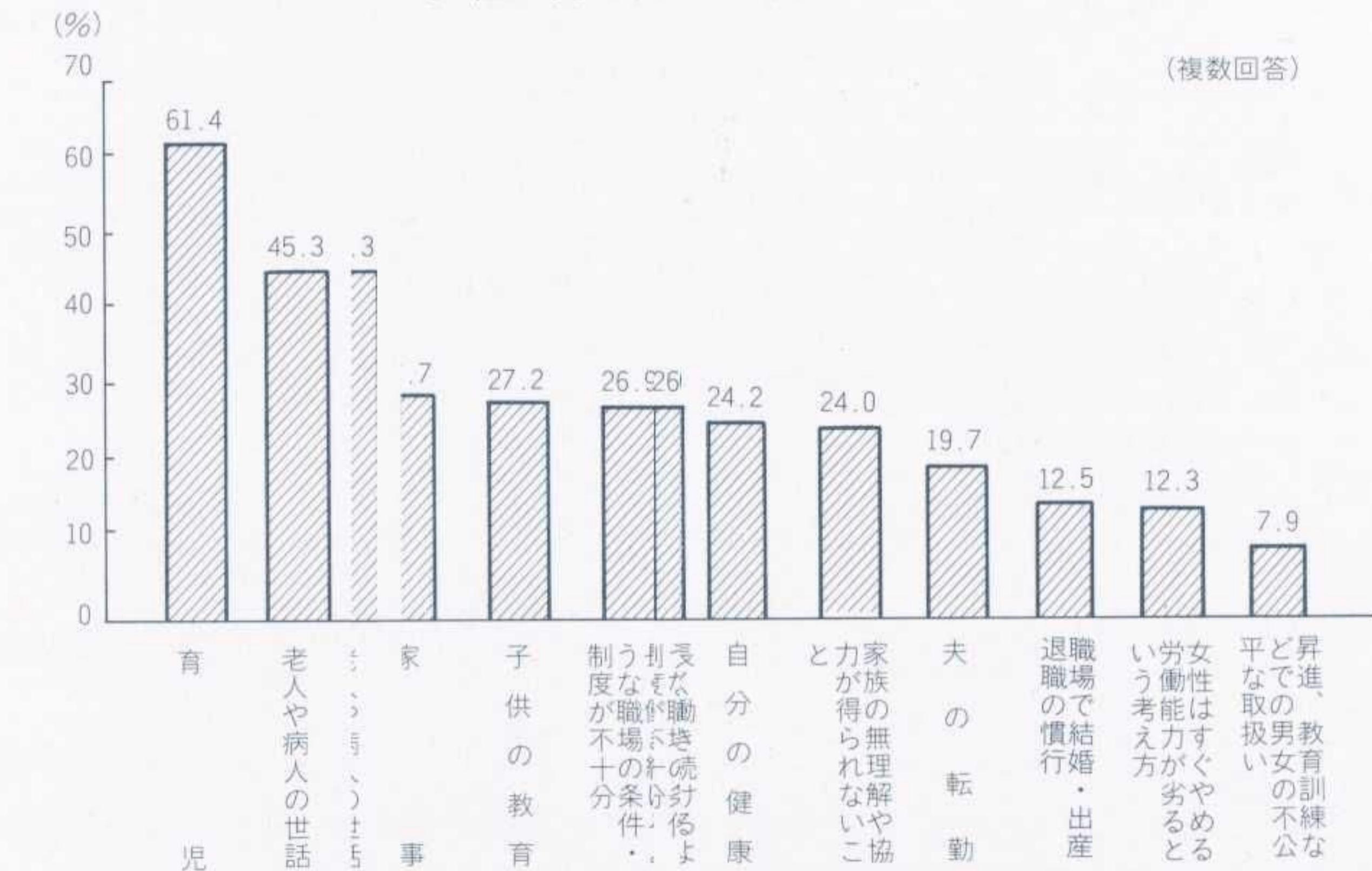
雇用者数の推移(全産業)



資料出所 総務庁「労働力調査」

女性が働き続ける場合の困難や障害

(複数回答)



資料出所 総務省「女性の就業に関する世論調査」(平成元年)

### ひとこと インタビュー



有馬真喜子

5年間つづいたテーマが変わりましたね。それだけ時代が動いたということでしょうか。「性にとらわれず いきいきと暮らせる時代を築こう」。ほんとうにそうあってほしいと思います。男性も含めて日本の社会そのもののありようを変え、人間らしい社会を築いていきたいものです。

昨年、国連は「ナイロビ将来戦略」をより実効あらしめるための「勧告」を満場一致で採択し、実際の平等を求めて、2000年に向けていっそう力強い、同時に具体的な歩みを進めることを確認しました。わが国でもこれを取入れた「国内行動計画」の見直しが行われました。ひとひと女と男、どちらにとっても“いい時代”をのびやかにつくっていきましょう。

## 6. 婦人週間テーマの変遷と時代背景

回・年	婦人週間の目標、スローガン等	トピックス
第 1 回 〔昭和24年〕	1. 婦人の解放に関する法律の正しい理解 2. 婦人の地位の向上を妨げている種々の原因を明確にすること 3. 婦人の地位の向上のために役立つ既存施設の周知徹底	(昭和20)・婦人参政権実現 ( 21)・衆議院議員総選挙で初の婦人参政権行使、婦人議員39名当選 ( 22)・労働基準法公布・施行 ・労働省設置・婦人少年局発足 ( 23)・都道府県に婦人少年局地方職員室発足 ・上村松園 女性初の文化勲章受賞 ( 24)・門上千恵子 女性初の検事に就任 ( 27)・都道府県に婦人少年室設置(地方職員室の改組) ( 28)・近藤いね子津田塾大教授 女性初の文学博士 ( 29)・近江絹糸でいわゆる人権スト ( 31)・売春防止法公布(32年一部施行、33年全面施行) ( 32)・国連婦人の地位委員国に日本初当選(代表谷野せつ婦人少年局長) ( 33)・バイオリニスト安藤こう 女性初の文化功労者 ( 35)・中山マサ 女性初の厚生大臣に就任 ( 36)・大浜英子 女性初の中央選挙管理委員長に就任 ( 37)・田辺繁子専修大学教授 女性初の法学博士 ・雑誌「婦人公論」に掲載された「女子学生世にはばかる」(暁岐康隆)、「大学女禍論」(池田弥三郎)を契機にいわゆる女子学生亡國論出る ・近藤鶴代 女性初の科学技術庁長官に就任 ( 41)・いわゆる結婚退職制にもとづく女子労働者の解雇、無効判決(東京地裁) ( 42)・ILO100号条約(同一価値労働、男女労働者同一報酬)を批准 ・国連「婦人に対する差別撤廃宣言」採択 ( 44)・小学校の女子教員50%を超す(学校基本調査) ・女子の高校進学率、男子を上まわる ・女子從業員の若年定年制に無効判決(東京地裁) ( 45)・中根千枝 女性初の東京大学教授に就任 ( 46)・婦人参政権25周年記念式典開催 ・女性アルピニスト今井通子ら4名グランド・ジョラス北壁の登頂に成功(女性として世界最初) ( 47)・沖縄に婦人少年室設置 ・勤労婦人福祉法施行 ・三淵嘉子 新潟家庭裁判所所長に就任 ( 49)・婦人の逸失利益に関する判決(最高裁) ・野田愛子 東京高等裁判所判事に就任 ・日本マナスル女性隊登頂に成功(女性として世界最初) ( 50)・日本女子登山隊 田部井淳子副隊長世界最高峰エベレスト(8,848メートル)登頂に成功(女性として世界最初) ・国際婦人年 ・第60回ILO総会、婦人労働者の機会及び待遇均等を促進するためのILO行動計画採択 ・国際婦人年世界会議開催(メキシコ)世界行動計画採択 ・義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律公布(昭51年施行) ・国際婦人年記念日本婦人問題会議開催 ( 51)・国連婦人の十年 ・離婚後も婚姻中の姓を称し得る民法等の一部改正
第 2 回 〔昭和25年〕	1. 家庭から職場から封建制をなくしましょう 2. 私たちの権利と義務を知りましょう	
第 3 回 〔昭和26年〕	1. 婦人の市民としての意識を高める 2. 婦人の市民活動を促進する	
第 4 回 〔昭和27年〕	婦人の地位の再認識とその向上	
第 5 回 〔昭和28年〕	婦人の自主性の確立	
第 6 回 〔昭和29年〕	婦人の実力の涵養	
第 7 回 〔昭和30年〕	社会人としての婦人の実力の涵養 一個人関係・地域社会・職場等において また世論形成者として一	
第 8 回 〔昭和31年〕	婦人の力を役立たせる 一とくに明るい家庭の建設のために一	
第 9 回 〔昭和32年〕	婦人の力を役立たせる 一とくに近代的な人間関係の確立のために一	
第 10 回 〔昭和33年〕	婦人の力を役立たせる 一正しい協同活動をとおして一	
第 11 回 〔昭和34年〕	婦人の自主性の確立 一とくに集団との関係において一	
第 12 回 〔昭和35年〕	生活時間の自主的な設計	
第 13 回 〔昭和36年〕	次の世代の成長に貢献する 一とくに社会のよき一員としての人格形成に一	
第 14 回 〔昭和37年〕	変化のはげしい社会の中で生活を再検討し、新しい秩序をそだてるために努力する	
第 15 回 〔昭和38年〕	婦人が社会的良心を生かしそうて明るい社会を築くよう努力する	
第 16 回 〔昭和39年〕	現代社会における家庭の役わり 一産業化と家庭の問題一	
第 17 回 〔昭和40年〕	わたくしたちの文化 一その現状とあすへの課題一	
第 18 回 〔昭和41年〕	今日における婦人の役わり 一進展する社会のなかで一	
第 19 回 〔昭和42年〕	婦人の能力を生かす	
第 20 回 〔昭和43年〕	婦人の能力を生かす 一社会のよき一員として一	
第 21 回 〔昭和44年〕	婦人の能力を生かす 一自主的な生活設計をもって一	
第 22 回 〔昭和45年〕	婦人の能力を生かす 一社会参加と家庭責任一	

回・年	婦人週間の目標、スローガン等	トピックス
第 23 回 〔昭和46年〕	今日に生きる女性の権利と責任 一婦人参政25周年にあたって一	(昭和52)・国内行動計画策定 ・労働省 若年定年制、結婚退職制等改善年次計画を策定 ・国内行動計画前期重点目標発表
第 24 回 〔昭和47年〕	婦人の地位 一その現状と課題一	( 53)・労働基準法研究会 労働大臣に対し労働基準法の女子に関する規定の基本的問題について報告
第 25 回 〔昭和48年〕	日本を考える 一これからの社会と女性の役わり一	( 54)・国連「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択
第 26 回 〔昭和49年〕	日本を考える 一これからの社会と女性の役わり一 「物と心」	( 55)・高橋展子 女性初の大使に就任(駐デンマーク特命全権大使) ・国連婦人の十年中間年世界会議開催 「女子差別撤廃条約」署名式(デンマーク)
第 27 回 〔昭和50年〕	男女平等と婦人の社会参加をすすめる	( 56)・民法及び家事審判法の一部を改正施行(配偶者の相続分引上げ等) ・男女別定年制に無効の判決(最高裁) ・国内行動計画後期重点目標発表
第 28 回 〔昭和51年〕	男女平等と婦人の社会参加をすすめる 一「婦人の十年」のはじめにあたって一	・ILO、男女労働者と特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約及び同勧告を採択 ・労働省 パートバンク設置
第 29 回 〔昭和52年〕	男女平等と婦人の社会参加をすすめる	( 57)・男女平等問題専門家会議 労働大臣に「雇用における男女平等の判断基準の考え方について」報告
第 30 回 〔昭和53年〕	男女平等と婦人の社会参加をすすめる	( 59)・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案を国会に提出 ・石本茂 女性初の環境庁長官に就任
第 31 回 〔昭和54年〕	男女平等と婦人の社会参加をすすめる	( 60)・父系血統主義から母系血統主義へ 国籍法・戸籍法改正施行 ・男女雇用機会均等法成立、公布 ・国連婦人の十年世界会議開催(ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
第 32 回 〔昭和55年〕	男女平等と婦人の社会参加をすすめる 一「婦人の十年」の中間年にあたって一	( 61)・赤松良子 女性二人目の大使に就任(駐ウルグアイ特命全権大使) ・男女雇用機会均等法及び改正労働基準法施行 ・婦人少年室に機会均等調停委員会を設置
第 33 回 〔昭和56年〕	あらゆる分野への男女の共同参加 一家庭で 職場で 地域社会で一	( 62)・西暦2000年に向けての新国内行動計画策定
第 34 回 〔昭和57年〕	あらゆる分野への男女の共同参加 一明日を築く役割と責任一	( 63)・労働基準法の一部を改正する法律施行 (平成元)・男女雇用機会均等法施行規則等の改正 ①独身寮の貸与における男女の差別的取扱いの禁止(均等原則関係)②女子の深夜業の禁止の例外となる業務の追加 ・和泉雅子 北極点到達(日本女性として最初) ・森山真弓 女性二人目の環境庁長官に就任 ・高原須美子 女性初の経済企画庁長官に就任 ・森山真弓 女性初の内閣官房長官に就任 ・黒河内久美 女性三人目の大使に就任(駐フィンランド特命全権大使)
第 35 回 〔昭和58年〕	あらゆる分野への男女の共同参加 一婦人の十年の目標「平等・発展・平和」達成をめざして一	( 2)・山東昭子 女性二人目の科学技術庁長官に就任 ・井田恵子 女性初の日本弁護士連合会事務総長に就任 ・池川順子 女性初の四年制国公立大学長に就任(高知県立高知女子大学) ・緒方貞子 国連難民高等弁務官に就任 ・田部井淳子 南極大陸ビンソンマントン登頂に成功(六大陸最高峰登頂は女性として世界最初)
第 36 回 〔昭和59年〕	あらゆる分野への男女の共同参加 一平等・発展・平和をめざす「国連婦人の十年」最終年に向けて一	
第 37 回 〔昭和60年〕	あらゆる分野への男女の共同参加 一「国連婦人の十年」最終年にあたって一	
第 38 回 〔昭和61年〕	女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう 一男女機会均等法の施行を契機に一	
第 39 回 〔昭和62年〕	女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう 「女だからできないことって ありますか」	
第 40 回 〔昭和63年〕	女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう 「いま 個性が性を超える」	
第 41 回 〔平成元年〕	女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう 「女が変わる 男が変わる 社会が変わる」	
第 42 回 〔平成2年〕	女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう 「フレキシブルに 女と男の当然」 <sup>あたりまえ</sup>	
第 43 回 〔平成3年〕	性にとられず いきいきと暮らせる時代を築こう 「しなやかに個性 のびやかに女と男」 <sup>ひとひと</sup>	